

マイクロシミュレーションによる 税・社会保険料の推計

田中聡一郎・四方理人



文部科学大臣認定 共同利用・共同研究拠点

関西大学ソシオネットワーク戦略研究機構

The Research Institute for Socionetwork Strategies,
Kansai University

Joint Usage / Research Center, MEXT, Japan

Suita, Osaka, 564-8680, Japan

URL: <http://www.kansai-u.ac.jp/riss/index.html>

e-mail: riss@ml.kandai.jp

tel: 06-6368-1228

fax: 06-6330-3304

マイクロシミュレーションによる 税・社会保険料の推計

田中聡一郎・四方理人



文部科学大臣認定 共同利用・共同研究拠点

関西大学ソシオネットワーク戦略研究機構

The Research Institute for Socionetwork Strategies,
Kansai University

Joint Usage / Research Center, MEXT, Japan

Suita, Osaka, 564-8680, Japan

URL: <http://www.kansai-u.ac.jp/riss/index.html>

e-mail: riss@ml.kandai.jp

tel: 06-6368-1228

fax. 06-6330-3304

マイクロシミュレーションによる 税・社会保険料の推計*

田中聡一郎†
立教大学経済学部・助教

四方理人‡
関西大学ソシオネットワーク戦略研究機構・統計分析主幹

概要

本稿は、全国消費実態調査の個票データ（1994年、1999年、2004年、2009年）の年収票を用いて、所得税・住民税、社会保険料の推計を行ったものである。全国消費実態調査の年収票には粗所得の情報しかないために、日本の貧困・所得格差等を検証する際に必要な可処分所得を算出するためには、税・社会保険料の推計を行わなくてはならない。また家計簿のデータでは個人営業世帯（自営業者）の収入および直接税と社会保険料が含まれないために、日本全体の所得分配を把握するには適切とは言い難い。そこで本稿では年収票を用いて、第1段階で個人別（世帯人員別）の粗所得を推計し、第2段階で社会保険への加入の有無および社会保険料の推計を行い、第3段階で所得税・住民税を推計し、最終的な可処分所得を求めた。以上の推計方法は、全国消費実態調査の粗所得情報をそのまま用いて所得税・住民税、社会保険料の推計を行っている。しかし、利子所得・配当金については過小であると考えられ、それらについては別途推計を行う方法により改善の余地がある。

Keywords: マイクロシミュレーション、所得税、社会保険料

* 本研究は、平成24年度文部科学省「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」による委託を受けて行った研究成果である。また本研究の分析結果は、総務省統計局『全国消費実態調査』の調査票情報を独自集計したものである。

† ソシオネットワーク戦略研究機構 機構研究員（2011年度公募）

E-mail: s_tanaka@rikkyo.ac.jp

‡ ソシオネットワーク戦略研究機構 統計分析主幹

E-mail: masato.shikata@gmail.com

Micro-simulation of Tax and Social Insurance Premium^{*}

Soichiro TANAKA[†]

Assistant Professor, College of Economics, Rikkyo University

Masato SHIKATA[‡]

Senior Researcher for Statistical Analysis, The Research institute for Socionetwork
Strategies, Kansai University

Abstract

In this paper, we estimated the income taxes and social insurance premiums using micro-data of annual income from the National Survey of Family Income and Expenditure during 1994-2009. The estimate of taxes and social insurance premiums must be performed for the calculation of the disposable income necessary to validate such as poverty and income inequality, because there is only information of gross income in the questionnaire of annual income. And it is not appropriate to analysis the nationwide income distribution using the household account data because of the lack of individual proprietors' household's income, taxes and social insurance premiums. Using the micro-data of annual income, we divide the gross income for each individual person in the first stage, estimate social insurance premiums and status of social insurance in the second stage, and estimate the income tax and the disposable income was determined in the third stage. Estimation methods in this paper have been used as it is the income information of the National Survey of Family Income and Expenditure. However, be considered for interest and dividend income is too small, the simulation could be better using the estimated interest and dividend income.

Keywords: Micro-simulation Income tax Social Insurance Premium

^{*} This work was supported by "a Promotion Project for Distinctive Joint Research" from the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT), April 2012 - March 2013. And this analysis is the one's own aggregate calculation of the information of National Survey of Family Income and Expenditure (Statistics Bureau, Ministry of Internal Affairs and Communications).

[†] Researcher (Open Recruitment), The Research Institute for Socionetwork Strategies, Kansai University

E-mail: s_tanaka@rikkyo.ac.jp

[‡] Senior Researcher for Statistical Analysis, The Research Institute for Socionetwork Strategies, Kansai University

E-mail: masato.shikata@gmail.com

1. はじめに

本稿は、『全国消費実態調査』の年収・貯蓄等調査票（以下、「年収票」とする）の個票データ（1994年、1999年、2004年、2009年、以下『全消』とする）を用いて、所得税・住民税、社会保険料の推計を行ったものである。この推計が必要な理由は主に2つある。

第1に、『全消』の「年収票」には粗所得の情報しかないために、日本における貧困・所得格差等を検証する際に必要な可処分所得を算出するには、各々の所得（勤め先からの年間収入や公的年金・恩給等）や世帯員の属性等から独自に税・社会保険料を推計する必要がある。

第2に、『全消』の調査票の一つである「家計簿」にも、調査月の収入と支出の項目に、直接税や社会保険料についての情報が存在する。しかしながら、調査設計上、個人営業世帯（自営業者）は、「家計簿」での収入および直接税と社会保険料の記載を行っていないため、「家計簿」のデータから日本全体の所得分配を把握するのは適切とは言い難い。

そこで本稿では「年収票」を用いて、以下のように税・社会保険料の推計を行った。まず世帯主とその配偶者以外の「その他の世帯員」の粗所得に関して、65歳以上・65歳未満別に複数人存在する場合は、合算された所得として記載されていることから、第1段階で「その他世帯員」の粗所得を個人別（世帯人員別）に割り当てる。第2段階で社会保険への加入の有無および社会保険料を、第3段階で所得税・住民税を推計し、最終的な可処分所得を求めた。これまで『全消』を用いた可処分所得の推計については高山他（1989）、経済企画庁経済研究所編（1998）、北村・宮崎（2012）などの先行研究が挙げられる。本稿における推計では、これらの先行研究以降の税制・社会保障等の制度変更を反映させ、世帯主やその配偶者以外のその他の世帯員の所得に関する、精緻な割り当てルールを新たに考案し、それに基づき可処分所得を推計する方法を採用した。

本稿の構成は以下のとおりとなる。2節では、税・社会保険料モデルのわれわれ独自の推計方法について述べる。次に、3節では、推定結果として所得税・住民税、社会保険料の推計結果を各種統計の値と比較する。併せて当初所得から公的年金等を加え、税・社会保険料を差し引きを行った際のジニ係数の変化から、1990年代半ばから2000年代後半にかけての所得格差の状況と再分配政策の効果について検討を行う。最後の4節において、推計上の今後の課題について整理したい。

2. 推計方法 —全国消費実態調査を用いた税・社会保険料モデル

(1) 個人別（世帯人員別）粗所得の推計—第1段階

可処分所得の推計のためには、まず、世帯内の各個人の収入を特定する必要がある。『全消』の「年収票」においては、世帯主の年間収入、世帯主の配偶者の年間収入、65歳以上のその他世帯員の年間収入の合計、65歳未満のその他の世帯員の年間収入の合計の各々に

ついて、①勤め先からの年間収入、②農林漁業収入、③農林漁業以外の事業収入、④内職などの年間収入、⑤家賃・地代の年間収入、⑥公的年金・恩給、⑦企業年金・個人年金受取金、⑧利子・配当金、⑨親族などからの仕送り金、⑩その他の年間収入、⑪現物消費の年間見積額が、記載されている。ただし、今回の粗所得の推計では、⑪現物消費の年間見積額を加えていない¹。

なお『全消』の①勤め先からの年間収入には、扶養手当等の各種手当および賞与などが含まれている。また②農林漁業収入、③農林漁業以外の事業収入、④内職などの年間収入に関しては経費等を引いた純益となっている。ただし、退職金や土地・家屋・株式など財産売却益、相続等は除かれている。そのため、退職所得・譲渡所得に関しては把握することができない。

そして、世帯主とその配偶者以外の「その他の世帯員」の所得に関しては、65歳以上・65歳未満別に複数人存在する場合は、合算された所得として記載されている。よって、その他の世帯員が複数人存在する場合、各世帯員の収入が特定できず、所得税・社会保険料の推計を行うことができない。65歳以上もしくは65歳未満の「その他の世帯員」が1人しかいない場合は、当該データの所得は各世帯員の個人所得となる。だが、65歳以上もしくは65歳未満のその他の世帯員が同一世帯内に2人以上いる場合は、何らかのルールによって個人別に按分する必要がある。そこで本稿では以下のルールを定めることにより、その他の世帯員の個人所得についての按分を行った。

①勤め先からの年間収入、②農林漁業収入、③農林漁業以外の事業収入、④内職などの年間収入については、世帯員それぞれの就業状態で収入が異なっていると考えられる。そこで、個人別の年収を把握することができる世帯主とその配偶者のデータから就業形態別のそれぞれの収入の平均値を求め、収入の種類と年齢別にそれぞれの就業状態の比を求める。次に、その比を乗数として、別途定めたルールにより、その他の世帯員の人数別に、年収を按分する。たとえば、世帯主もしくはその配偶者ではない世帯員として二人の65歳未満の世帯員がおり、それぞれの就業状態が「一般雇用者」と「パート」であったとする。まず、『全消』における65歳未満の世帯主とその配偶者のサンプルについて以下の計算式から就業形態間の年間収入の比(x)を求める。すなわち、

$$x = \text{『パート』の平均勤め先年間収入} / \text{『一般雇用者』の平均勤め先年間収入}$$

となる。そして、その65歳未満の二人の世帯員の合計の勤め先年間収入がわかっていることから、「一般雇用者」の世帯員については、勤め先の年間収入に $1/(1+x)$ を乗じ、「パート」の世帯員には $x/(1+x)$ を乗ずることによってそれぞれ個人の勤め先年間収入として按分した。その

¹ 現物消費の年間見積額は、「米、野菜、魚、卵などの自家産物や自分の店の商品を、過去1年間に家計で消費した分の見積り額」とされるが、正確な見積りは難しいと考えられる。なお、ルクセンブルク所得調査においても、経常収入に、資本からの非金銭的収入は加えられていない。

他の 65 歳以上・未満の世帯が三人以上の場合も、同様の方法により按分を行っている。

また、⑥公的年金・恩給と⑦企業年金・個人年金受取金に関しては、一般的に就業履歴が大きく異なる男女間では、その金額の差は大きいであろう。そこで、前述の収入の配分ルールと同様に、『全消』における世帯主およびその配偶者の年金等の収入から、男女別、65 歳以上・65 歳未満別の公的年金・恩給と企業年金・個人年金受取金それぞれの平均値を算出し、65 歳以上・65 歳未満別に年金等それぞれの収入別に男女比から乗数算出し一定の按分ルールを定めた。この方法により、世帯主とその配偶者における年金等の男女格差がその他の世帯員の性別年金等受給額に反映されることになる。

最後に、⑤家賃・地代の年間収入・⑧利子・配当金・⑩その他の年間収入に関しては、65 歳以上・65 歳未満別のその他の世帯員数で割りその他の世帯員に振り分けた。

なお、この方法は税・社会保険料の推計のために世帯収入から個人収入を按分しているものであり、合計した世帯の粗所得については変化はない。

(2) 社会保険加入状況の有無・社会保険料の推計—第 2 段階

まず社会保険料の推計では世帯員が各制度の社会保険に加入しているかどうかその有無を推定することから始める。

勤め先からの年間収入が「パートタイム労働者・短時間労働者の平均賃金²×30 時間×52 週」より多い被用者の場合は、厚生年金・健康保険(被用者保険)の加入者とする³。そして、60 歳未満で配偶者が厚生年金加入者の者は、年収が 130 万円未満の場合において国民年金第 3 号被保険者とした。また、同居親族に健康保険(被用者保険)の被保険者がおり、年間収入が 130 万円未満の場合は、健康保険(被用者保険)の被扶養者とした。それ以外の者は国民年金と国民健康保険に加入していることとする。ただし、健康保険(被用者保険)の被保険者ではなく、かつ、親あるいは配偶者が国保の被保険者の場合は、その他の親族に健康保険(被用者保険)の被保険者がいても、国保の被保険者とした。また 2009 年は、75 歳以上の場合は後期高齢者医療制度の被保険者とした。

①年金保険料

国民年金第 1 号被保険者は、定額保険料である。また国民年金保険料の免除制度(申請免除)も、該当する場合は全て申請すると仮定して反映している。第 2 号被保険者は各年の厚生年金の保険料率を用い、また標準報酬月額と標準賞与額の上限額も考慮している。

②健康保険料

国民健康保険の保険料は「旧ただし書き」方式とし、1994 年、1999 年、2004 年は『国民健康保険実態調査』、2009 年は『国民健康保険事業年報』の所得割率、資産割、均等割、平等割の全国平均値を用いて、それぞれの世帯ごとに算出した。また、応益割に対する減

² 1994 年、1999 年、2004 年は『賃金構造基本調査』のパートタイム労働者の 1 時間当たり所定内給与額を用いた。ただし 2009 年は調査項目の変更がなされたため、同調査の短時間労働者の 1 時間当たり所定内給与額を用いた。

³ 職業も考慮している。また厚生年金の被保険者については年齢の上限も考慮している。

額制度も反映し、保険料の賦課限度額も入れている。なお、国民健康保険料の納付義務者は世帯主（健保加入者においても）であり、そのため世帯単位である国民健康保険料分の社会保険料控除は、世帯主に適用されると考えられる。

健康保険（被用者保険）の保険料は、1994年、1999年、2004年は政府管掌健康保険、2009年は全国健康保険協会の保険料率を用いて、介護保険第2号被保険者の保険料率と介護保険第2号被保険者以外の保険料率を分けて算出した。また、標準報酬月額と標準賞与額の上限額も考慮している。

後期高齢者医療保険の保険料は、所得割率および均等割の全国平均（加重平均）を用いて、個人の保険料を算出した。また各種の保険料の負担軽減措置についても反映させている。

③介護保険料

介護保険料第1号被保険者に対しては、保険料基準額の全国平均（加重平均）を用いて、保険料を算出した。介護保険第2号被保険者については、1994年、1999年、2004年の国民健康保険の被保険者においては、国民健康保険料の全国平均値に内包されているものとした。ただし、2009年は『国民健康保険事業年報』において介護納付金を推計することが可能となったため別途推計した。また健康保険（被用者保険）の被保険者においては、上述のとおり算出した。

④雇用保険料

雇用保険料については「パートタイム労働者・短時間労働者の平均賃金×20時間×52週」より多い被用者⁴を加入者とし、一般の事業における被保険者の保険料率を用いた。

(3) 税負担の推計－第3段階

次に、税負担の推計をする。まず所得税制にあわせて、本稿では以下のように所得区分を整理した⁵。

給与所得＝ 「①勤め先からの年間収入」－給与所得控除

事業所得＝ 「②農林漁業収入」＋「③農林漁業以外の事業収入」－青色申告特別控除

雑所得(年金)＝ 「⑥公的年金・恩給」＋「⑦企業年金・個人年金受取金」－公的年金等控除

雑所得(年金以外)＝ 「④内職などの年間収入⁶」

不動産所得＝ 「⑤家賃・地代の年間収入」

⁴ 職業も考慮している。雇用保険の被保険者については65歳未満としている。

⁵ 本稿では「⑩その他の年間収入」については非課税の社会保障給付も含まれることを想定し、課税ベースから外して税、社会保険料の推計を行い、可処分所得の算出の際に加えた。

⁶ 内職などの年間収入を事業所得とすることも考えられるが、雑所得に該当するような例示もあり、内職などの年間収入に青色申告特別控除を適用するのも無理があるように思われたため、雑所得とした。

これらの所得の合計額から、以下の所得控除を差し引いて、総合課税の対象となる課税所得を算出する。なお、⑧利子・配当金に関しては、すべて源泉分離課税となっていると仮定してここには含めていない。

今回適用した所得控除は、基礎控除、扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除、老年者控除（2009年は廃止されている）、寡婦・寡夫控除、社会保険料控除である。なお、扶養控除は、世帯内で最も合計所得金額が大きい世帯員に適用することにした。

この推計作業により求められた課税所得に税率表を適用し、所得税額・住民税額を算出した⁷。ただし上述の通り、利子所得は源泉分離課税とした。1994年に実施された特別減税も反映させ、また1999年・2004年は定率減税、さらには2009年には所得税から住民税への税源移譲を行う際に導入された住民税の調整控除も反映している。住民税については、所得割・均等割の非課税措置についても適用している。

以上の按分方法・推計方法により算出された所得税・住民税、社会保険料を用いて、可処分所得を算出した。なお、以下の推計においては、「家計を主に支える人」が世帯員以外の家族である世帯、単身赴任・出稼ぎの単身世帯、年間収入に不明な記載がある世帯、18歳未満の単身世帯、世帯人員が9人以上の世帯は落としていた。ただし、税・社会保険料の推計（表1・表2）においては、可処分所得が負となる世帯はそのまま含んでおり、トップコーディングならびにボトムコーディングを行っていない。またジニ係数の推計（表3・表4）においては、それぞれの所得でゼロ以下となるサンプルも含んで算出している⁸。

3. 推計結果

(1) 所得税・住民税・社会保険料の推計

表1 税収・社会保険料収入の推計（単位：兆円）

	1994			1999			2004			2009		
	税モデル (A)	統計 (B)	A/B	税モデル (A)	統計 (B)	A/B	税モデル (A)	統計 (B)	A/B	税モデル (A)	統計 (B)	A/B
所得税	15.6	20.4	76%	12.6	15.4	82%	11.9	14.7	81%	10.5	12.9	81%
住民税	9.2	10.0	92%	8.3	9.1	91%	7.3	8.0	91%	11.2	12.4	90%
社会保険料	23.5	22.5	104%	27.5	26.1	105%	29.2	27.5	106%	30.0	29.3	102%
(参考)所得税	15.2	15.4	99%	12.4	12.9	97%	11.7	12.3	95%	10.1	10.4	98%
(参考)住民税	9.1	8.8	103%	8.3	8.8	94%	7.2	7.6	94%	11.1	12.2	91%

⁷ 住民税は前年の所得に課税されるが、調査年の税制を反映することとした。国民健康保険料、介護保険料（第1号被保険者）や国民年金保険料免除についても同様に、前年の所得をもとに決められるが、調査年の社会保険制度を反映することとした。

⁸ なお、四方（2012）では、ルクセンブルク所得調査の方法に従い、トップコーディングとして世帯の可処分所得が中位値の10倍以上の場合その値に置き換え、ボトムコーディングとして世帯人員数を考慮した等価可処分所得の下位1%のサンプルについては、1%タイルの等価可処分所得に置き換えている。詳しくは同論文を参照のこと。

注 1：所得税・住民税は『財政金融統計月報』記載の各年の税収額。社会保険料は『社会保障給付費』における各年度の項目別社会保障財源における社会保険料（被保険者拠出）。また（参考）所得税は税収から源泉所得税における利子所得等＋配当所得＋譲渡所得＋退職所得を差し引いたものであり、あわせて税モデルの推計値からも利子・配当金による所得税の税収額を差し引いた。（参考）住民税は税収から都道府県税の利子割、配当割、株式等譲渡所得割を差し引いたものであり、同様に税モデルの推定値からも利子・配当金による住民税の税収額を差し引いた。

注 2：推計については、『全国消費実態調査』個票から筆者推計。

表 2 社会保険料の推計（単位：万円）（1世帯・被保険者1人あたりの平均保険料）

	1994			1999			2004			2009		
	税モデル (A)	統計等 (B)	A/B	税モデル (A)	統計等 (B)	A/B	税モデル (A)	統計等 (B)	A/B	税モデル (A)	統計等 (B)	A/B
厚生年金保険料	27.7	26.5	104%	35.9	33.3	108%	33.6	31.4	107%	38.0	33.8	112%
健康保険料	16.8	15.3	110%	18.1	16.4	110%	22.2	20.2	110%	22.4	19.4	116%
介護保険料(第1号)	-	-	-	-	-	-	4.0	4.0	102%	5.5	5.0	110%
雇用保険料	1.9	-	-	2.0	-	-	3.2	-	-	1.9	-	-
国民健康保険料	19.3	15.9	122%	18.9	16.2	116%	19.0	16.0	119%	19.0	17.0	112%
後期高齢者医療保険料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8.2	6.3	130%

注 1：厚生年金保険料・健康保険料（被保険者1人あたり）は『社会保障統計年報』における平均標準報酬月額等から筆者が算出（本文を参照）。介護保険料（第1号）（被保険者1人あたり）については保険料基準額（全国加重平均）の年額。国民健康保険料は、厚生労働省『国民健康保険事業年報』の1世帯当たり保険料調定額。後期高齢者医療保険料（被保険者1人あたり）は『後期高齢者医療制度被保険者実態調査』の1人当たり保険料調定額。

注 2：推計については、『全国消費実態調査』個票から筆者推計。

表 1 は税収（所得税、住民税）の推計値と決算値との比較、社会保険料収入の推計値と統計値との比較を行っている。税収の推計値は、われわれの税・社会保険料モデルによって推計された各年の平均所得税額、平均住民税額に国勢調査から算出した推定世帯数（一般世帯、施設等の世帯）を掛け合わせて算出した⁹。

所得税・住民税の税収の推計値は決算値よりも少なく推計されている。所得税はおよそ決算値の 80%程度であり、住民税は 90%程度となっている。この要因としては、『全消』では譲渡所得や退職所得に関する所得情報が記載されていないこと、また利子・配当金の記載が過小となっていることが考えられる¹⁰。そこで下段に参考として、所得税や住民税の決算値から利子所得・配当所得・譲渡所得（所得税については退職所得も）による税収分

⁹ 全国消費実態調査は、その時点で最新の国勢調査の調査結果に基づき調査世帯を決定している（例：1994 年の場合は 1990 年の国勢調査に基づく）。そのため、経済企画庁経済研究所編（1998）に従って、国勢調査の年平均世帯増加率を求めて、『全消』調査時点の推計世帯数を算出した。

¹⁰ 税・社会保険料の推計に利用したサンプルのうち、各年とも、利子・配当金の所得がゼロと回答したものは 8～9 割程度ある。なお、高山他（1989）では『全消』の貯蓄現在高から利子・配当金を推計している。

を差し引いたものと所得税と住民税の推計値から利子・配当金に基づく税収分を差し引いたものの比較を行っているが、その差はほとんどが数%程度となり、大きくとも10%弱にとどまることが示されている。特に利子・配当金の推計上の問題点については課題として残されているものの、それらを除いた所得税・住民税の推計値は現実と近いものが得られたといえるだろう。

表2は社会保険料について、われわれの税・社会保険料モデルと各種統計等との比較を明示している。ここでは1世帯あたり・被保険者1人あたりの平均保険料の比較を行う。

まず統計の平均値がある国民健康保険料については、『国民健康保険事業年報』と比較している。同じく統計の平均値がある後期高齢者医療保険料（被保険者1人あたり）については、『後期高齢者医療制度被保険者実態調査』と比較している。この比較によれば、税・社会保険料モデルの推計値は、国民健康保険（1世帯当たり）は12～22%ほど高めとなっている。また後期高齢者医療保険料（被保険者1人あたり）の推計値も30%ほど高めの値となっている。

次に、厚生年金保険料や健康保険料については、1人あたりの全国平均値が記載されている統計が見当たらないため、本稿では『社会保障統計年報』記載の平均標準報酬月額から筆者が算出した値との比較を行う。具体的には、『社会保障統計年報』に記載される厚生年金加入者の平均標準報酬月額に、厚生年金の保険料率および健康保険（被用者保険）の保険料率（政管健保・全国健康保険協会の介護保険第2号被保険者とそれ以外の保険料率の単純平均）を乗じて、それぞれの標準報酬月額分の保険料を算出した。また標準賞与額分の保険料については、平均標準報酬月額と『賃金構造基本統計調査』における「年間賞与其他特別給与額」と「決まって支給する現金給与」の比から標準賞与額を算出して、標準賞与額分の保険料を計算した。この比較によれば、厚生年金保険料や健康保険料（被用者保険）については税・社会保険料モデルによる推計値のほうが『社会保障統計年報』の平均標準報酬月額を基に算出した値よりも厚生年金の場合4～12%、健康保険（被用者保険）の場合10～16%ほど高い値となっている。

また第1号の介護保険料の推計値については各年の基準額と比較しているが2～10%ほど高い値となっている。雇用保険料については、統計値は見当たらなかったため、ここでは比較することができないが、表2に合わせて記載した。

(2) 所得税・住民税・社会保険料の再分配効果

最後に、再分配政策の効果について検証を行う。以下の手順で算出された所得の定義ごとにジニ係数を推計し、公的年金等や所得税・住民税・社会保険料の再分配効果を検討する。手順は、第1段階として当初所得、第2段階として公的年金・恩給を加え、第3段階として社会保険料を差し引き、第4段階として所得税・住民税を差し引き、第5段階としてその他の年間収入を加える。最後にその他の年間収入を加えるのは、非課税の社会保障給付もそのなかに含まれていると考えられるためである。

表3はそれぞれの段階のジニ係数の推計を示したものである。なおその際には世帯人員の平方根によって調整された等価所得を用いている（等価所得＝世帯所得／世帯人員の平方根）。

「所得の定義と手順」

- ① 当初所得 : (1 : 勤め先からの年間収入、2 : 農林漁業収入、3 : 農林漁業以外の事業収入、4 : 内職などの年間収入、5 : 家賃・地代の年間収入、7 : 企業年金・個人年金受取金、8 : 利子・配当金、9 : 親族などからの仕送り金)
- ② : ① + (6 : 公的年金・恩給)
- ③ : ② - 社会保険料 (筆者の推計値)
- ④ : ③ - 所得税・住民税 (筆者の推計値)
- ⑤ 可処分所得 : ④ + (10 : その他の年間収入)

※ ①～⑤についてはすべて等価所得である。なお、ジニ係数の推計においては、それぞれの所得においてゼロ以下となるサンプルも含んで算出している。

表3 ジニ係数の変化

	1994	1999	2004	2009
① 当初所得	0.344	0.365	0.395	0.415
② ①+公的年金・恩給	0.291	0.294	0.301	0.308
③ ②-社会保険料	0.296	0.297	0.305	0.312
④ ③-所得税-住民税	0.267	0.272	0.280	0.284
⑤ 可処分所得	0.264	0.269	0.277	0.279

出所：『全国消費実態調査』個票から筆者推計。

表4 格差是正効果

	1994	1999	2004	2009
公的年金・恩給の改善度	15.2%	19.6%	23.7%	25.7%
社会保険料による改善度	-1.7%	-1.3%	-1.3%	-1.0%
所得税・住民税の改善度	9.9%	8.6%	8.4%	8.8%
再分配等による改善度	23.1%	26.4%	29.9%	32.7%

出所：『全国消費実態調査』個票から筆者推計。

注:公的年金・恩給の改善度=1-②/①、社会保険料の改善度=1-③/②、
所得税・住民税の改善度=1-④/③、再分配等による改善度=1-⑤/①

なお、番号①～⑤は表3の番号に対応している。

表 3 は、所得の定義ごとにジニ係数の変化をみたものである。またあわせて、表 4 において公的年金・恩給と税・社会保険料による改善度についても示している。

表 3 の可処分所得のジニ係数の推移からは、1990 年代半ばから 2000 年代後半にかけて所得格差は拡大傾向にあることが示されている。その一方で、表 4 の再分配等¹¹による改善度をみればわかるように、1990 年代半ばから 2000 年代後半にかけて再分配政策全体の効果は上昇している。

具体的に表 4 から検討すれば、公的年金・恩給の再分配効果は年々増加しており、これは高齢化の影響や年金の成熟化を反映したものと考えられる。しかし、所得税・住民税の再分配効果は 1994 年と 2009 年との比較では減少していることが示されている。さらには社会保険料の再分配効果はやや改善されているものの、依然として逆進的であることが示されている。

このように 1990 年代半ばから 2000 年後半にかけて、公的年金・恩給や所得税・住民税、社会保険料等の再分配政策全体としての再分配効果は高まっているのにも関わらず、所得格差は拡大している。また再分配効果の高まりは所得税・住民税によるものではなく、社会保障制度（本稿では主に公的年金・恩給）によるものとして考えることができる。

4. むすび

本稿では、『全消』を用いて所得税・住民税、社会保険料の推計を行った。具体的には、『全消』の年収票を用いる場合に避けられない世帯主やその配偶者以外のその他の世帯員の所得に関する割り当てルールを考案し、免除制度まで反映した税・社会保険料の算出による可処分所得の推計を行った。また、税・社会保険料モデルを用いた分析として、当初所得に公的年金・恩給を加え、社会保険料、所得税・住民税の差し引きを行った際のジニ係数の変化についても検討した。

1990 年代半ばから 2000 年後半にかけて、公的年金や所得税・住民税・社会保険料等の再分配政策全体としての再分配効果は高まっているが、所得格差は拡大している。また再分配効果の高まりは所得税・住民税によるものではなく、社会保障制度（本稿では主に公的年金・恩給）によるものとして考えることができる。

この税・社会保険料モデルの今後の課題としては、『全消』の年収票の所得情報における利子・配当金の値が過少であるために、税負担の推計値もその影響を受けることがある。本稿での税・社会保険料の推計方法は、『全消』の年収票の所得情報のみを用いて分析を行っているが、上記の課題に対応するため、今後は貯蓄現在高を用いて利子・配当金について別途推計を行うこと等による改善の余地があるだろう。

¹¹ ただし公的年金・恩給や所得税・住民税、社会保険料以外にも、その他の年間収入の影響も含まれる。

参考文献

- 小塩隆士 (2006) 「所得格差の推移と再分配政策の効果－「所得再分配調査」からみた 1980－90 年代の日本」 小塩隆士・田近栄治・府川哲夫『日本の所得分配』東京大学出版会。
- 小塩隆士 (2009) 「社会保障と税制による再分配効果」 国立社会保障・人口問題研究所『社会保障財源の効果分析』東京大学出版会。
- 北村行伸・宮崎毅 (2012) 「所得不平等と税の所得再分配機能の評価－1984-2004－」『経済研究』第 63 巻第 1 号、pp.56-69。
- 経済企画庁経済研究所編 (1998) 『日本の所得格差－国際比較の視点から』、大蔵省印刷局。
- 駒村康平 (2003) 「低所得世帯の推計と生活保護制度」『三田商学研究』、第 46 巻 3 号、pp.107-126。
- 四方理人 (2012) 「家族・就労の変化と所得格差」 RISS Discussion Paper Series、No.22。
- 田近栄治・古谷泉生(2003) 「税制改革のマイクロ・シミュレーション分析」、小野善康・福田慎一・中山幹夫・本多佑三編『現代経済学の潮流 2003』東洋経済新報社。
- 田近栄治・八塩裕之(2006) 「税制を通じた所得再分配－所得控除にかわる税額控除の活用」、小塩隆士・田近栄治・府川哲夫編『日本の所得分配』東京大学出版会。
- 高山憲之・舟岡史雄・大竹文雄・関口昌彦・澁谷時幸 (1989) 「日本の家計資産と貯蓄率」『経済分析』116 号、pp.1-93。
- 高山憲之・白石浩介(2010) 「米国型 EITC の日本への導入効果」『経済研究』第 61 巻第 2 号、pp. 97-116。
- 橘木俊詔・浦川邦夫 (2006) 『日本の貧困研究』東京大学出版会。
- 土居丈朗 (2010) 「子ども手当導入に伴う家計への影響分析－JHPS を用いたマイクロ・シミュレーション」『経済研究』第 61 巻第 2 号、pp.137-153。
- 星野信也 (1995) 「福祉国家中流階層化に取り残された社会福祉」『人文学報』、Vol.11、pp. 23-85。
- 山田篤裕・駒村康平・四方理人・田中聡一郎 (2011) 「資産の考慮による要保護世帯率の変動」『三田学会雑誌』第 103 巻第 4 号、pp.5-18。